

広島県告示第六百九十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によつて、指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成二十二年七月十三日

広島県知事 藤田雄山

医療法人社団 ひがしの会	島町東野二七 ○一番地	豊田郡大崎上 ○一番地
医療法人社団 甲知会	西世羅郡世羅町 番地の二三一 ○一番地	西世羅郡世羅町 番地の二三一 ○一番地
森岡医院	ゆき	訪問リハビリ テーションみ
介護予防訪問 リハビリテー ション	西世羅郡世羅町 番地の二三一 ○一番地	西世羅郡世羅町 番地の二三一 ○一番地
介護予防短期 入所療養介護	平成二二年 七月一日	平成二二年 七月一日